

市民説明会での意見と対応

対象案件	ごみ広域処理施設整備基本計画(素案) 市民説明会
実施日・場所	令和4年6月28日(火) 19:00～ 朝霞市 内間木公民館 令和4年6月29日(水) 19:00～ 和光市 坂下公民館 令和4年7月 2日(土) 10:00～ 朝霞市 中央公民館 令和4年7月 2日(土) 14:00～ 和光市 中央公民館
出席者数	31名
意見数	40件

No.	項目	意見の概要	市民説明会での組合の対応	素案に反映する意見
1	朝霞市 内間木公民館	ごみ広域処理施設建設における市民目線から見る、メリットとデメリットは何か。	メリットは、広域化により削減できた財源を他の市民サービスに充當できることです。デメリットは、粗大ごみなどを直接搬入する場合に、地域によってはこれまでより遠方となることです。	
2		ごみの分別区分や収集回数等は変更になるのか。また直接搬入の料金はどうなるのか。	朝霞市と和光市で分別区分や収集回数に大きな違いはないため、今の段階では市民にとって大きな負担となる変更はないと考えています。また、直接搬入の料金については、朝霞市と和光市の考え方や周辺自治体の状況を踏まえながら料金設定をしていきたいと考えています。	
3		施設建設費や管理運営費の各市の負担割合はどうなるのか。	施設建設費については、人口割合で負担し、施設稼働後の管理運営費については、ごみ量に応じた搬入量割合で負担することを組合の規約で定めています。	
4		30年後には次期ごみ広域処理施設が朝霞市内間木にできるという噂を聞いたが、それまで和光市に粗大ごみなどを持っていくかなければならないのは朝霞市民にとってデメリットになるのではないか。	平成30年8月の基本合意書の中では、次期建設地を朝霞市内にすることで合意しています。今回整備する可燃ごみと不燃・粗大ごみを対象とした施設は和光市に整備することとなり、直接持ち込まれる際には和光市まで足を運んでいただくこととなるため、その部分ではご負担をおかけしてしまうことになります。	
5		説明会は今回で何回目か。今後も説明会は予定しているか。	令和2年10月にごみ処理広域化基本構想について説明会を開催させていただき、今回で2回目の説明会となります。今後は、都市計画変更に関する説明会や、工事が始まる前に説明会を開催したいと考えています。	
6		ごみ広域処理施設が完成した際、朝霞市と和光市で現在稼働している施設は今後も稼働していくのか。また、持ち込みをした場合、受け入れてもらえるのか。	可燃ごみと不燃・粗大ごみについては、現在稼働している両市の施設は稼働を停止しますので、持ち込みの受け入れはできなくなりますが、今回整備対象としていない資源物などの処理施設については稼働を継続することとなります。	
7		環境保全目標を設定しているが、数値を目標値に近づけていくということか。	環境保全目標というのは、目標値に向かって下げていくということではなく、新しく整備するごみ広域処理施設からの排ガスを目標値以下で運用することを指します。	
8		和光市旧ごみ焼却場の解体中の対応はどのように考えているのか。	和光市旧ごみ焼却場では、現在、和光市においてプラスチック等の選別を行っていますが、今後の処理方法等については、和光市で対応について検討していただいている。	
9		現在の両市の維持費用と施設が新しくなった場合の維持費用を具体的に示してほしい。また、発電設備を付けた場合と付けない場合でコストはどのくらい変わるものか。	修繕費が毎年1億円から2億円かかっているため、新施設では修繕費が抑制できます。また、売電収入が年間1億3千万円ほど出る見込みなので、維持管理費の削減も期待できます。他方、発電を行わない場合には環境省の交付金を見込めなくなるなどデメリットが大きいため、発電設備を設けない場合のコスト計算は行っていません。	
10		次回、朝霞市にごみ広域処理施設を建設する場合、新たに用地買収が必要なのか。	朝霞市に次期ごみ広域処理施設を整備する時期については40年ほど先の話になるため、ごみ量の予測も難しく、用地買収が必要かどうか明確なお答えは難しい状況です。	

No.	項目	意見の概要	市民説明会での組合の対応	素案に反映する意見
11	朝霞市内間木公民館	概算事業費が記載されているが、用地買収にかかる費用は含まれるのか。また、用地買収の地権者は何件で、事業所は何件入っているのか。	概算事業費の中に用地買収にかかる費用は含まれていません。また、用地買収の地権者は15件で、そのうち3件が事業所となります。	
12		売電収入は、組合収入となるのか。事業者収入となるのか。	売電収入については、事業者収入とせずに組合収入とし、維持管理費に充当することで、構成市の負担金を減らしていくという考え方で運用していく予定です。	
13		朝霞市リサイクルプラザと新施設のリユース・リペア機能についてはどのような住み分けとなるのか。	朝霞市リサイクルプラザの今後の在り方について現状では決まっていませんが、同じような施設を整備する必要はないと考えています。	
14	和光市坂下公民館	ばいじんの濃度を示す場合の単位は、g(グラム)ではなく、mg(ミリグラム)ではないのか。	大気汚染防止法に基づく基準値の単位はg(グラム)で表記されています。	
15		発電をするのであれば、風力発電、太陽光発電も設置してもらいたい。(要望)	(対応なし)	✓
16		運営方法がDBO方式となっているが、他市ではSPC(特別目的会社)の構成員に地元業者を入れることを義務付けているところもある。それについてどう考えているか。	選定・発注段階では地元業者への配慮も考えていかなければならないと認識しています。	
17		地元業者の定義として、形だけ朝霞市や和光市に支店があればよいというものではなく、地元に本社があり、長期の年数にわたって清掃業務をしている等を定義の中に組み込んでもらえるよう配慮をお願いしたい。	いただいた視点も考慮し、構成市の契約担当の部署の意見も聞きながら事業として組み立てていきたいと考えています。	
18		建設予定地の海拔はいくつか。また、浸水対策のGLは海拔をどのぐらいでみているのか。	建設予定地の海拔は4~6mの高さです。洪水時の浸水深はだいたい5~6mとなっており、盛土の高さは必要最小限度としながら、建物の構造で浸水に対する対策を図っていきます。	
19		朝霞市と和光市の財源の配分はどのようにになっているのか。	組合の規約で定められていますが、建設費は人口割合で、朝霞市と和光市に負担していただいています。建設後の維持管理費については、ごみの搬入量の割合で負担していただくことになります。	
20		建設予定地が最終的に和光市の今回の場所に決まったのはいつか。	令和2年5月のごみ処理広域化基本構想の策定時となります。	
21		建設予定地ではボーリング調査を実施しているのか。	すでにボーリング調査を実施しており、支持層が認められるのは26mという調査結果が出ています。	
22		施設配置の中で、雨水流出抑制施設やオープンスペースが記されているが、これが最終的に決まるのはいつ頃になるのか。	施設計画についてはプラントメーカーにご提案いただき、その後詳細設計を行いますので、最終的な決定はまだ先になります。	
23		雨水流出抑制施設はどういうイメージか。	一般的には池のような形になっているところが多いです。地下に作ることも技術的には可能と考えますが、かなりコストがかかります。	
	朝霞市中央公民館	(意見なし)	(対応なし)	
24	和光市中央公民館	焼却灰や飛灰など、焼却残渣についてどう処理するのか。	ごみの焼却により発生する焼却灰(主灰)や飛灰については、和光市、朝霞市ともに資源化や一部埋め立てを行っている状況であり、できる限り資源化を図りながらリサイクルに努めていきたいと考えています。	

No.	項目	意見の概要	市民説明会での組合の対応	素案に反映する意見
25	和光市中央公民館	プラスチックは硬質のものを燃やすのか。また、それ以外のプラスチックは燃やすのか。	容器包装プラスチックについては、容器包装リサイクル協会を通して資源化を行っていますが、汚れたプラスチックや処理困難な硬質プラスチックなど再商品化に適さないものについては、ごみ広域処理施設で受け入れ、焼却していく方針としています。	
26		硬質プラスチックを燃焼できる施設なのか。	現在構成市では硬質プラスチックについて外部委託により処理している状況となっているため、ごみ広域処理施設の処理対象として整理しています。	
27		建設予定地が浸水想定区域内にあり、道路が浸水した場合にはごみを搬入することができなくなるが、それについてどう考えているか。	ごみ広域処理施設を市街化調整区域に整備していく中で浸水のリスクは少なからず想定しておく必要がありますが、周辺道路の全てを嵩上げすることは現実的に難しいため、構成市の道路管理者と協議をしながら対策を図っていきたいと考えています。	
28		焼却残渣は今後も最終処分地に持っていくことで変わらないのか。	できる限り資源化を図っていきますが、資源化量の割合については今後構成市と協議しながら検討を進めていきたいと考えています。	
29		基本計画策定にあたって株式会社エイト日本技術開発が企画提案(プロポーザル)に参加しており、そのプロポーザルの内容について自身が情報公開請求をしたところほとんど黒塗りで情報が開示されなかった。それは株式会社エイト日本技術開発が組合に対して情報公開しないでくれと言ったのか。	基本計画素案についての説明会であり、説明会の趣旨とは異なる質問であるため、ご質問の件については別途審査会の場で回答させていただきます。	
30		DBO方式の場合、年間でかかる運営コストはどのくらいなのか。また、その額は概算事業費に含まれているのか。	運営費については、基本計画(素案)では年間約9億円と試算していますが、構成市における該当部分の維持管理費を合算すると約10億円となります。また、概算事業費は建設費用であり、運営費は含まれていません。	
31		今回DBO方式を採用した場合、どこまで事業者をチェックできるのか。また、追加でお金が発生することは一切ないのか。	DBO方式を採用した場合には長期の契約になるため、事業者のモニタリングや監査を組合としてしっかりとといかななければいけないと考えています。 また、追加でお金が発生することが一切ないかについて現段階で明確に申し上げることはできませんが、当初の発注段階で仕様内容を明確にし、事業者に適切かつ効率的に対応していただきます。	
32		焼却残渣の資源化については事業者が役割を担っていくのか。 想定外の浸水が起こった場合の対策をどう考えているのか。最悪浸水してしまった場合どうするのか。	資源化先との契約などを行っていくのは、組合の役割として整理しています。 想定外の浸水対策については、現時点における最新のハザードマップを踏まえながらの対策を図っていくことになります。万が一浸水してしまった場合は、埼玉県内の他の自治体と相互支援体制を構築していますので、協力を得ながら対応を検討していくことになります。	
33		施設整備費が約239億円となっているが、朝霞市、和光市が単独でそれぞれやつた場合はどのくらいの事業費になるのか。	各市が単独で実施した場合の事業費については、基本構想を策定した際に建設費と運営費を含めて試算をしていますが、両市併せて建設費と運営費で約114億円の財政メリットが見込めるという結果が出ています。	
34		施設の稼働年数は30年ではなく20年なのか。20年以上使えるような新しい施設をしっかりと整備してほしい。	20年ほど経過すると施設が老朽化してくるため、その段階で施設の延命ができるのか検討していくことになります。基本的には30年以上使えるような形の施設を整備していただくという前提のもと、手続を進めていきたいと考えています。	
35		ごみ広域処理施設を建設する際、この先もずっと国から交付金をもらうことができるのか。	交付金の交付要件については、そのときそのときで変わってきます。事業実施の段階で最大限交付金を活用できるよう対応してまいります。	
36		ごみ処理施設の稼働年数が20年、30年というのは法的に決まっていることなのか。	稼働年数について法的に決まっているものではありませんが、施設は20年ほど経過すると大規模な改修が必要とされています。	
37		和光市旧ごみ焼却場というのは、今動いている施設なのか。	和光市旧ごみ焼却場というのは、現在稼働している和光市清掃センターではなく、福祉の里の向かい側にある、以前使用されていた施設になります。	
38		ごみ広域処理施設が稼働した後、朝霞市の焼却施設はどうするのか。	機能が完全に移転されれば解体することが可能になりますが、財源も必要になりますので、交付金の活用を念頭に、解体時期については朝霞市と協議して検討してまいります。	
39		解体後の使用用途はどうなるのか。	明確に決まっていませんが、都市計画上、ごみ焼却ごみ処理場という都市施設であるため、災害廃棄物の置場に活用していくなど構成市と今後協議していきたいと考えています。	
40		プラットホームの位置は浸水水位以上ということであるが、近年のゲリラ豪雨等、万が一に備えて安心して使っていける計画にしてもらいたい。	いただいたご意見を踏まえながら、しっかりと検討を進めてまいります。	